

## 府道栗田半島線の通行止について

丹後土木事務所では、府道栗田半島線の島陰から田井地区において自動車の接触や転落事故の発生を防ぐため、夏期期間に全面通行止を実施します。

本府道は、道路の幅が狭く離合が困難な区間が存在する道路ですが、夏期には多くの海水浴客などが来訪され、路上駐車により交通に支障を来すことが予想されます。

当所では、自動車の接触や転落事故の発生を防ぐため、以下のとおり全面通行止とします。

- 1 区 間：栗田半島線（府道 605 号線）  
宮津市島陰～田井（下図をご参照ください）
- 2 規制内容：全面通行止
- 3 実施日時：令和5年7月 1日（土）から  
令和5年8月31日（木）まで



### 【本報道発表に関するお問合せ】

丹後土木事務所 施設保全課 村野課長 電話 0772-22-3245

